

物価高騰の影響を受けた中小企業者等を応援します！

旭市中小企業等 物価高騰対策支援金

コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面し、経営に深刻な影響を受けている事業者を対象に、経営の維持や継続の為に支援金を給付します。

なお、旭市が実施する他の物価高騰対策支援金の対象となる方は、本支援金の対象外となります。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- ・旭市内に事業所（店舗）または住所を有する中小企業（個人事業主を含む）等で、令和4年10月31日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意欲がある方
- ・令和3年分の確定申告または市県民税申告で事業収入（売上）がある方（個人事業主の場合は主たる収入が事業収入である方）

※社会福祉法人・医療法人・NPO法人なども、旭市が実施する他の支援金の給付対象外であれば、支援対象となります。

給付額

一律10万円 ※1事業者につき1回限りの給付となります

必要書類

1. 旭市中小企業等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書(第1号様式)
2. 営業許可証等の事業を営んでいることがわかる書類の写し
3. 令和3年分の確定申告書類の控え等の写し
4. 個人事業主の方は、公的身分証明書の写し
5. 振込指定口座の通帳の写し

※申請書（第1号様式）は、市HPからダウンロード、または市役所本庁舎・市商工観光課及び各出張所、商工会の窓口でも入手できます。

申請方法

原則郵送 ※ 感染防止のため、下記の申込先に郵送してください。

受付期間

令和4年12月1日（木）～ 令和5年2月28日（火） ※ 当日消印有効

申込先 ・ 問合せ先

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地
旭市役所 商工観光課 商工労政班
電話：0479-62-5874



旭市

